

**(開催要領)**

1. 開催日時：2005 年 10 月 27 日(木) 17:30～19:06
2. 場所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：
 

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	細田 博之	内閣官房長官
同	竹中 平蔵	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	麻生 太郎	総務大臣
同	谷垣 禎一	財務大臣
同	中川 昭一	経済産業大臣
同	福井 俊彦	日本銀行総裁
同	牛尾 治朗	ウシオ電機(株)代表取締役会長
同	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
同	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
同	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
臨時議員	尾辻 秀久	厚生労働大臣
同	村上 誠一郎	行政改革担当大臣

**(議事次第)**

1. 開会
2. 議事
  - (1) 社会保障制度改革について
  - (2) 政策金融改革について
3. 閉会

**(説明資料)**

- 医療制度改革について(尾辻臨時議員提出資料)
- 「医療制度構造改革試案」について(有識者議員提出資料)
- 谷垣議員提出資料
- 医療制度改革について(麻生議員提出資料)
- レセプト・オンライン化の実現に向けて(中川議員提出資料)
- 政策金融改革ヒアリングに基づく民間議員所見(有識者議員提出資料)
- 政策金融改革ヒアリングの概要(政策金融改革ヒアリングワーキング・グループ提出資料)

(配付資料)

○ 医療制度構造改革試案（尾辻臨時議員提出資料）

---

---

(本文)

○議事の紹介

(竹中議員) それでは、ただいまから今年23回目の「経済財政諮問会議」を開催いたします。

(報道関係者退室)

(竹中議員) 本日の議題でございますが、まず尾辻大臣においでいただいております。社会保障制度改革について御審議をいただきます。

続きまして、村上大臣においでをいただいて、政策金融改革について御審議をいただきます。

それでは、社会保障制度改革でございますが、尾辻大臣から資料が提出されております。大臣、よろしく願いいたします。

○社会保障制度改革について

(尾辻臨時議員) それでは「医療制度改革について（尾辻臨時議員提出資料）」という資料を出させていただいております。まず、1ページでございます。

今回の「医療制度構造改革試案」は、「医療費適正化の実質的な成果を目指す政策目標を設定し、達成のための必要な措置を講ずる」とする「骨太の方針2005」に対応いたしますとともに、平成15年3月の「医療制度改革の基本方針」を具体化することを目指しまして、年末までに医療制度改革について成案を得るべく国民的議論を進めていただく、まさにそのたたき台でございます。

急速な高齢化が進展する中で、健康に対する安心は国民の強い要請でございます。そこで、生活習慣病対策や長期入院の是正のように、国民の生活の質（QOL）を確保・向上する形で医療そのものを効率化し、医療費の伸びを徐々に下げていくことにより、医療費の適正化を実現して、医療保険制度を持続可能なものとし、国民皆保険を堅持していくことが必要であると考えているところでございます。

医療費の適正化を短期的方策のみにより行いますと、過度の患者負担増による公的医療保険の意義の低下を招くおそれがありますし、効果も一時的でありますので、中長期的な対策を基本とすることが必要であると考えております。まず、私どもの「基本的考え方」であります。

「中長期的な対策」でございますが、資料の2ページ目をごらんいただきたいと存じます。

有識者議員の方々も、医療制度改革はミクロ施策の積み上げに頼るしかないとお考えいただいていることは常々お聞きしておりますが、今回の試案では、医療

の特性、地域での取組等を考慮したミクロの施策の視点を踏まえまして、生活習慣病や平均在院日数等の医療費を現実的に押し上げている要素に着目した政策目標を設定いたしまして、計画的に医療費の適正化を進めるという、いわば施策の積み上げによって目標の実現を図る考え方を基本としております。

こうした中長期的な対策を講じるに当たりましては、医療費には大きな都道府県格差がありますし、これは地域における医療提供体制等に起因していることを踏まえまして、地域の実態に応じて対策を積み上げていくことが有効であり、国と都道府県の共同作業・共同責任による取組が必要であると考えております。

具体的には、都道府県に医療費適正化計画を策定してもらうことを考えておりますけれども、国といたしましても、都道府県が医療費適正化計画を策定するに当たって参酌すべき、医療費適正化の実質的な成果を目指す全国的な成果目標を設定する。政策目標の実現に資するよう、診療報酬体系の見直しや必要な財政措置を行い、都道府県や関係者の取組を支援する。計画終了時において要因分析を含む検証を行う。成果が不十分な場合で、個別の都道府県における対策が必要な場合には、これらの都道府県と協議して、特例的な診療報酬の設定による個別的な対応を行う。また、全国的にも診療報酬体系の見直しを始めとする必要な措置を講ずることとしておりまして、こうしたサイクルに則って対応していきたいと考えております。

次に、中長期的なものとの短期的な対策との組み合わせでというふうに申しております「短期的な対策」についてでございますが、3ページ目をごらんいただきたいと存じます。こうした構造的で中長期的な対策は直ちに効果が現れてきませんので、国民的な合意を得ながら、公的保険給付の内容・範囲の見直しを始めとする短期的な方策も実施することが必要となります。

医療費の規模と経済との関係について見ますと、試案に示しました中長期的な対策と短期的な対策を組み合わせた場合、平成37年度において、現行制度で推移した場合56兆円と見込まれる医療給付費は、49兆円と適正化され、対GDP比も7.7%から6.7%と1ポイント低下いたします。

ここでお示しをしております将来の医療給付費は、生活習慣病や平均在院日数という医療費の伸びの構造的な要因に着目した政策目標を設定いたしまして、それに応じた方策を講じた結果としてあらかじめ見通しを示したものでございまして、事後的な検証作業を行う上での、いわば「目安」として活用することといたしております。

また、今回の試案による医療費適正化効果を示しますとともに「経済財政諮問会議」や「社会保障の在り方に関する懇談会」等において御提案のあった保険免責制の創設や診療報酬の伸びの抑制等についても、その医療費削減効果を併せてお示しをして、国民的な議論のたたき台としていたところです。医療費適正化の規模や、その方策については、申し上げておりますように、是非、国民的な御議論をいただきたいと思っておりますが、そうしたものを経て平成17年中に結論を得たいと考えております。

資料の 4 ページをご覧くださいと思います。「保険者の再編統合」についてでございます。

このほか、都道府県ごとに医療費適正化計画を進めることに併せて、都道府県ごとの医療費水準と保険料水準を連動させるよう、政管健保について都道府県単位で財政運営を行うほか、都道府県単位での市町村国保の広域化等を推進するなど、医療費適正化に資する形での保険者機能の強化を図ることといたしております。

また、高齢者医療制度につきましては、老若を通じた負担の公平化と透明化を通じて負担について納得しやすい仕組みとするため、独立した後期高齢者医療制度や、前期高齢者の偏在に伴う負担の不均衡を是正するための財政調整を行う前期高齢者医療制度を創設することを提案しているところでございます。

以上、去る10月19日に公表した医療制度構造改革試案の基本的な内容について説明申し上げましたが、いずれにいたしましても、申し上げておりますように、国民的議論を進めるためのたたき台でありまして、引き続きしっかりと議論を行い、年末までに医療制度改革についての成案を得て、来年の通常国会に関連法案を提出するよう努力をしております。

以上でございます。

(竹中議員) ありがとうございます。

民間議員から資料が提出されております。吉川議員、お願いします。

(吉川議員) それでは「『医療制度構造改革試案』について」という紙を御説明いたします。

ただいま、尾辻大臣から御説明がありました今回の厚労省の試案は、さまざまな御提案、さまざまな試算、しかも有益な試算が含まれていると思います。その意味で、私は大臣がおっしゃった国民的議論のたたき台として公表されたという、そのたたき台としては大変よい材料を提供されたのではないかと考えております。その点は評価させていただきたいと思っております。しかし、国民的議論のたたき台ということですから、この試案を読ませていただいた上で、私たち民間議員の目から見て、更にこういうところを詰める必要があるのではないかと、このことを指摘させていただきたいと考えております。

そこで、私どもの紙に書いてありますが、私どもは医療給付費の伸びに関する国レベルでの明確な目標を設定して、国としてPDCAサイクルをする必要があるということを申し上げてきたのですが、今回の試案では地域ごと、都道府県別の1人当たり医療費の格差、すなわち、いわゆる長野県・福岡県問題に注目した上で、地方に対して目標とPDCAサイクルをやると提案されている。地方にそういうことを要求されているのですが、国のPDCAサイクル、またそれをする上での目標が抜けているのではないかと。

地方にはこれをやりなさいと言うのですが、我々も地方がやることは必要だと思いますが、地方と並んで国もやる必要があるだろうということを申し上げてきました。けれども、国がやるということがしっかりと提案の中に盛り込まれて

いないのではないかと。この点が我々から見ますと大きな問題ではないかと思いません。

既に、6月の骨太の方針でも国民の安心、皆保険の持続可能性、これは大臣も御理解いただいているとおり、我々民間議員も国民皆保険というのは大変大切な社会インフラだと考えておりますが、これを堅持すると試算でおっしゃっていますが、まさにそれを持続可能にするためにも骨太では日本の経済規模とその動向に留意するとしている。何らかの指標を掲げて、それを目安にして、しっかりした目標を掲げてPDCAをやる。具体的な政策はミクロの積み上げと言われておりなのですが、結果の検証が先ほどから申し上げており、あいまいになっている。マクロの試算は、あくまでも見通しとなっており、目標がない。以上が第1点です。

第2点は、2025年度を一応の目標として、将来に向けて20年間の改革を進めていくということですが、やはり足下が非常に大切なのではないかと。我々は第2点として足下の5年を「集中改革期間」として設定してはどうかとっております。長期の目標は2025年度に向けて、マクロの指標として「高齢化修正GDP」というものを提案しているわけですが、こうした目標に向けて2025年、これによりますと42兆円ということになるわけですが、この目標を達成するために、まず足下の5年、つまりは2010年度までを「集中改革期間」として位置づけて改革を進めていく必要があると考えております。

先ほど、尾辻大臣の御説明の中でも、今回の試算では医療の政策として短期的な政策、中長期的な政策と2つに分類されている。短期のみではだめだろう、中長期的なことも大切だとおっしゃった。その点に何の異論もございません。

しかしながら、2025年度での試算を拝見しますと、いわゆる自然体ですと56兆円になってしまう。厚労省の医療改革案に基づくと、それを49兆円に削減できる。つまり、7兆円分効率化できるということになっているのですが、短期と中長期の内訳が、中長期分6兆円、短期分1兆円、つまり7分の6が中長期的な施策によって達成されるはずだということになっております。短期だけではだめだというのは、その点に何の異論もないのですが、試算を拝見する限り7分の6が中長期ということでは、やや心もとない、つまり短期的な政策の方が手薄になっているのではないかと。そうしたところも、最初の足下の5年「集中改革期間」に向けてもう少し詰めていく必要があるのではないかと。

この「集中改革期間」においては、保険給付範囲の見直し、あるいは診療報酬体系・支払方式の見直し、診療報酬の大幅なマイナス改定も考える。あるいは医療の質の向上と効率化を両立させるために、医療提供体制の見直しやIT化、これはレセプトのオンライン化等を含むのですが、言われて久しいけれどもなかなか実現しない、こうした「医療サービス向上プログラム」を更に進めていく必要がある。

以上です。

(竹中議員) ありがとうございます。

今日は、谷垣大臣、麻生大臣、中川大臣から資料が提出されております。谷垣大臣からお願いします。

(谷垣議員) 医療制度改革につきましては、財政当局としても大きな関心を持っており、先般、私から尾辻大臣に対して、医療制度改革に関して財務省として重要だと考えている論点を提案させていただいたのですが、今度の試案では私どもの考え方も含めて、各方面からの御意見を踏まえて医療費の抑制に向けたさまざまな選択肢をお示しいただきました。この御努力には敬意を表したいと思っております。

今後は改革案のとりまとめに向けて、この試案で示されたさまざまな選択肢について、幅広く議論を行って検討を進める必要があると存じますが、この厚生労働省試案で示された選択肢について、私の見解を申し上げたい。

お手元の資料 1 ページの一番右の端に各項目について、私どもの考え方を書いております。

まず「高齢者の患者負担の見直し」でございますけれども、今日の高齢者は平均的に見ますと、所得や資産面において現役世代と比較しても遜色のない状況におられる方が多いということですので、高齢者を一律に弱者としてとらえる考え方を改めて、年齢を問わず、その負担能力に応じて公平に負担をする仕組みに見直していく必要があると考えております。

私どもの資料の 2 ページ目にある高齢者の患者負担にかかる選択肢は、これは厚労省の案から取ったのでございますが、今、申し上げたような観点を踏まえますと、今回の医療制度改革において、一番下の「別案(注)」という形で書いてある、70歳から現役並み所得者はやはり3割、一般は2割という案が必要ではないかと、私どもは思っております。

また前のページにお戻りいただいて、「食費・ホテルコストの取扱いの見直し」でございますが、病気にならなくても食費等の日常生活費はかかるということと均衡させれば、療養病床に限らず一般病床に入院する者についても食費・ホテルコストの負担を見直す必要があると考えております。

厚労省試案における基本的考え方の一つだと思いますが、一般病床から療養病床、更には在宅医療介護への円滑なサービスの流れをつくっていくためにも、一般病床と療養病床とで食費・ホテルコストに格差を設けるのは適当ではないのではないかと思っております。「後発品が存在する先発品の保険給付の見直し」でございますが、これは限られた医療保険財源の効率的な活用という観点、あるいは後発品を選択した者とのバランスといった観点から果たして適当なのかという問題がございますので、このページに書いてありますような私どもの考え方が必要ではないかと思えます。

「保険免責制の導入」「市販類似薬の保険給付の見直し」についてでございますが、やはり医療保険は持続可能なものとしていく観点からは、個人が日常の生活において通常負担することが可能だと思われるリスクについてまで、公的保険によってカバーをする必要があるのかということが論点にならざるを得ないと思

ますので、一定金額までの保険免責制の導入、あるいは市販薬と類似の薬品、非処方せん薬を保険給付の対象から外すといった見直しを行う必要があると考えております。

医療制度改革と並んで重要となりますのは、診療報酬改定の改定率ではないかと思えます。医療費の約半分は医師等の人件費でございますが、この合理化を図ることは医療費にかかる負担の増加を抑えていく上で極めて大事だと思えます。医療費は大半を保険料と税金という公的財源によって賄われていることを踏まえますと、医療機関に対しても医師等の人件費を始めとして経費の縮減、合理化努力を求める必要があると思えます。

近年、民間給与が下がり続けてきておりますが、その期間における診療報酬本体の改定率は、民間準拠によって決定される人勧のマイナス幅を比較しても大きく乖離しております。今回の改定では、この乖離を是正するような厳しい方策というものが需要ではないかと思う次第であります。

最後に厚労省試案に添付されております医療費適正化の効果の資料について申し上げたいのですが、これからわかることは、各方面からの提案にある医療費抑制策まで講じれば、2025年度における医療のために必要な保険料・税負担は現状とさほど変わらない。しかし、そうでなければ保険料・税負担といった国民の負担を増加させなければならないということございまして、今後の議論におきましては、医療費は保険料・税といった国民負担によって賄われていることを念頭に置いて、中長期的にどこまで抑えることができるのかといった観点を十分踏まえて、さまざまな選択肢について検討を進めていただく必要があると思っております。

以上でございます。

(竹中議員) ありがとうございます。

麻生大臣、お願いします。

(麻生議員) この医療制度改革につきましては、総務省としても、これは地方財政に大きく影響を与えるもので、大変関心のあるところでもありますし、また、医療費の抑制ということに関しても大事なことだと思っております。

お手元に3枚つづりの資料を出しておりますが、項目1についてはこの表のような形になりますので、医療費の伸びを抑制することは必要という点に関しましては、私どももそう思っております。

その次に、項目2の適正化につきまして、いろいろ書いてございますが、先ほど吉川先生の御発言のところにもありましたけれども、これは都道府県の役割と責任を非常に強調されておりますけれども、強調されている割には権限の方は全然委譲されているわけではございません。医療費適正化の基本的要素は国が定めておりますところが多く、ここに例が書いてありますけれども、例えば、基準病床数の算定というのは厚労省令によって決められております。したがって、これによって厚生労働大臣が許可することになっているのですが、これを減らすことを地方で決めた場合も、その権限は地方にありませんから、地方の努力はなかな

か適正には反映できない形になっております。

その下にも例が幾つか書いてありますけれども、これはいずれも医療の確保についてこうしようということが書いてあるのですが、削減をするという権限は地方には与えられておりませんので、都道府県だけで数値目標を示せと言われても、なかなか出せないということだと思います。これは基本的には出せなかったらペナルティーを科すことになるのでしようけれども、私どもとしては、これはやはり国と都道府県とが一緒にやらない限りはととてもできないと思います。

次のページにめくっていただきますと、新たな高齢者医療についていろいろ書いてありますが、私どもとしても、正直、失礼申し上げて、同窓会に行きましても、65歳で私と同じ年でもそれまでの努力等によって、人によって大変健康状態に差があるというのは、同じ65歳でも随分違うことだというのは、現実でしょう。

そういった意味で、市町村というものを預かっておりますと、市町村の国保というのは基本的に危機的な状況でございます。これははっきりしております。毎年約一兆円ぐらいの繰出しであり、差額補填のようなことをしておりますので、そういった意味では今、約1,900 あります団体の約七割ぐらいが赤字ということになっておるのは事実であります。そういった意味で、最もきついところはこれだと思っておりますが、そのこのところに一番硬直化した75歳以上の後期高齢者という者の保険を担えというのは、市町村単位ではとてではないけれども無理だと思っております。

そこで私どもの知っている範囲では、社会保険庁というところを改革して、いわゆる公法人を設立して、全国一律の府県単位にされるというような話を聞いていますので、そういったことを考えておられるのであれば、いわゆる保険者の再編・統合というものを推進するということが大きな方向になっているのであれば、むしろそういった単位と一緒にのもので考えないと、何となく区分したとしても受入れられません。そういった意味では財政基盤の安定というものを図らないと、どうにもこれはもちませんから、市町村とするよりは、今、申し上げたような形の方がより現実的ではないかという感じがいたして、再編・統合という案を推進すべきということを考えております。

(竹中議員) ありがとうございます。

中川大臣、お願いします。

(中川議員) 私は先ほど吉川先生がおっしゃったIT化、とりわけレセプトのオンライン化について、発言をいたします。

2枚紙ですけれども、1枚目は現状でございます。今年の9月時点で、病院から支払機関までの部分だけフロッピーディスクで一部やっています。これは目標に比べて非常に低いということですが、そこから医療保険者のところまで行くと、完全に一枚一枚の紙の世界でございます。

2枚目ですけれども、なぜオンライン化が進まないかという、コストが高くてインセンティブがない。あるいは紙、フロッピー等による提出しか認められていないのが現状でございます。



しかし、この右の赤い箱の中にありますように、韓国は既にオンライン化率が 93% だそうでありまして、これによって支払期間が 40 日から 15 日に短縮されているとか、オンライン化することによって優良医療機関、一定の期間きちんとした業務を行っているところについては自動的に審査をしないシステムが導入されるということで、大変な効果を上げているということでございます。従って、こういうメリットがあるインセンティブをもっと共有していく必要がある。また、コストについても、標準化によってコスト低減が当然図られるということでございます。

以上ですけれども、先日、牛尾議員から、もっと厚労省と経産省はよく連絡を取るようにと御発言がございました。私どもは勿論、経済性、予防を含めた医療技術の向上、あるいはまた関連産業の発展、知的財産といった部分でございますが、厚労省と早速協議をしております、薬事法審査の予見性を高める、診療報酬の予見可能性を高める、といった研究開発の協力を両省で幅広くやっということで現在進めているところでございます。

以上です。

(竹中議員) ありがとうございます。

尾辻大臣には、また後でまとめてお話をいただくとしまして、ほかの方でもし御発言がございましたら。

奥田議員。

(奥田議員) 民間議員の資料に関しまして、若干補足をさせていただきます。第 1 に、国のレベルでのマクロとミクロそれぞれの目標の必要性ということの確認でございますが、先日「社会保障の在り方に関する懇談会」の有識者委員と意見交換会がございまして、民間議員資料の 1 にあるように、国のレベルでミクロの政策の効果と突き合わせながら、医療給付費の伸びをマクロ的に管理していくということが必要という点では、概ね両者の間でコンセンサスが得られたと、このように考えております。

資料の 2 に、集中改革期間の設定とございますが、2010 年以降、団塊の世代が高齢者となるということを考えますと、今後の 5 年間で医療給付費を徹底的に適正化すべきであると考えておりました、この意味で吉川議員が説明されたとおり、2010 年時点の政策目標としては医療給付費を GDP 比率で見て、現在より下げるぐらいの思い切った数値目標にする必要があるのではないかと考えております。

政策目標を達成するための具体策について、厚労省は糖尿病予防と入院日数短縮を中心にされておりますが、これは是非とも進めていただきたいと思いますが、それ以外にもかねてから問題になっております、医療の IT 化、標準化、情報開示といった効率化策があると思いますが、これに十分まだ言及されていないということで、適正化額を上乗せすべきだと思います。

高齢者医療制度の厚労省試案でございますが、高齢者にも応分の負担を求めているということで、評価できる面もございますが、試案では保険者あるいは高齢者に効率化のインセンティブがほとんど働かないままに、取りやすいところに負担を

求めておりました、これまでの図式とほとんど変わっていないということでございますので、経済界としては、これはとても受け入れられないという声が上がっているということを申し上げたいと思います。

今、中川大臣からもございましたし、総理からもかねがね質問が出されておまして、どうしてできないのかという話ですが、レセプトの電子化が遅れている理由でございますけれども、医療機関側とベンダー側の問題が両方あると思います。

医療機関側は、コストがかかる割にメリットがないと。保険者等によるレセプトのチェックが強化されて、自分たちの診療がチェックをされるという意味でやられていないという話がございます。もう一方で、韓国の例などを見ても、1社のベンダー側がこういうシステムについて集中的にやっていると。それに対して日本は、相当な数のベンダーがいろいろな病院などに入ってやっていると。だから、ベンダー側にも若干の問題がやはりあるのではないかと。

だから、何年経っても7割という目標が達成できずに2割で止まっているのは、これはどうも攻め方が医療機関側から攻めているからだ。医療機関だけを攻めたのではだめで、むしろベンダー側の考え方というか、ベンダーをどういうふうに整理していくか、あるいは組織化していくか。これが非常に大事な話であって、私は中川大臣がおっしゃられたことも含めて、やはりそれを補足するものとして、このベンダー側の問題をもう一遍、整理するということが必要ではないかと思っています。

(中川議員) ベンダー側を攻めます。

(奥田議員) よろしくお願いします。

(竹中議員) 麻生大臣どうぞ。

(麻生議員) 一昨日のITの戦略本部でも総理の方から質問があったところなのですが、これはまさにおっしゃるとおりで、病院の大きさにもよりますけれども、現状としては入れても金をかけた割には病院にとってメリットがゼロなんです。ですから、やらないということが非常に大きな問題で、何かやったら安くするとか、何かそういったインセンティブが働くと、やはり病院もやる気になるのだと思います。私も自分で持っていますから言いますけれども、こんなことやって何も利益ないですよと言われると、それだけ金のかかるだけの話になって、何もいいことないじゃないかと言われると、そのとおりのものですから、やはり医療制度構造改革試案の中にもきちんと何かする。今、言われたベンダー側も、正直申し上げて何十社と来るんです。

これは本当にメーカーがいいかと言えば、メーカーは当てになることはありませんから、そういった中で、小型の商売をしているベンダーというのは、実はたくさんおられます、その中で優秀なプログラムというのは確かにあります。それが今度は互換性がないものですから、これはまた全然使えないということになります。そうすると、結果的にみんな手を引いてしまうというのが現実だと思います。奥田先生の言われた、そのところを互換性がなければだめだという話を

するか何かしないと、なかなか先に進まないと思います。

(竹中議員) よろしゅうございますでしょうか。

それでは、尾辻大臣。

(尾辻臨時議員) まさに申し上げておりますように、国民的な議論をしていただくために出した試案でございますが、今日もそのことについて御意見、御議論をいただいたところでございますから、私が、今日、個々の意見・議論についてあまり申し上げることはいたしません。

ただ、民間議員の皆様方の御意見については、一言言わせていただきたいと思うのですが、私どもが出しました資料と比べると、民間議員の提出資料は中長期的な対策と短期的な対策を引っくり返して図示してございます。これについては、私どもの考え方を改めて申し上げたいと思います。

先日も申し上げましたけれども、私どもは、やはり質のいい医療をまず提供し、そしていい医療を提供したことによって医療が効率化され、そしてまたそれが医療費の抑制につながる。この流れが一番いいと思っております。そうしなければいけない。また、このところの国会の御議論、もう既に私どもが試案を出してから、次々にいろいろな御議論をいただいておりますけれども、そうした中でも、やはりいい医療を提供するというのを、まず先に言わないと御理解いただけないだろうと感じております。この話を先に金の話ありきと理解されると、非常に議論しづらくなる。

そのことを申し上げた上で、やはり私どもが言っている中長期的にこうするというものをまず基本に置いて、土台に置いて、それで更に短期的な対策を組み合わせるといっていただけないと思っております。その辺りで哲学の違いのようなものを感じるものですから、あえて今日のところは、そのことだけは申し上げておきたいと思っております。

また、レセプトの電算化の話でございますけれども、これは仰せのとおりでございますが、私どもも急がなければいけないと思っております。また、各医療機関にメリットをきっちり伝えなければいけない。そのために幾つかのことをしなければいけないと思っておりますが、まず、変換ソフトだけは開発いたしました。それぞれの会社によって違うものを、その変換ソフトに入れることによって、共通なものになるという、この変換ソフトは開発をいたしましたから、これによって各医療機関の経費というのは相当小さくなると思っております。したがって、このことも強く伝えて、これはここ一番我々も是非急がなければいけないと思っております。

余り言い訳する気はございませんが、韓国との比較もありましたけれども、韓国では、ごく最近あのようなシステムにしたものですから、世の中が電算化されてからシステムをつくと、これはそのとおりになるわけでありまして。例えば日本でも介護保険などは95%そうになっているわけでありまして。というのは、介護保険ができたときは、もう世の中がそうになっているものですから、最初からそうなる。そうすると、介護保険については、95%もう既にそうになっている。ところが、

医療保険というのは、ずっと歴史があり、なかなか対応できなかったということがございます。そういうこともあります。しかし、そのような言い訳をしていても仕方がないので、ここ一番という気合いでやっていきたいということを改めて申し上げたいと思います。

以上でございます。

(竹中議員) ありがとうございます。

今日は、尾辻大臣が10月19日に発表された試案について御紹介いただいて、たたき台としては大変よい材料を提出していただいた、敬意を表する、評価するというお話があったと思います。

その上で、民間議員からは、大きな問題として経済との関係で考えれば、やはり国のレベルでもミクロの施策の効果と突き合わせながら、医療費の伸びについて、見通しではなくやはり目標のようなものを定めて検証していくことが必要ではないのかという話が改めてございました。

そして、20年の長期改革は重要であるけれども、とりわけ、この5年間、超高齢化の足下の期間について、やはり集中改革期間と位置づけて徹底した改革を行う。その意味で、短期施策が更に必要ではないかというような御指摘もございました。

マクロの伸び率の話はずっとやっておりますが、決して思想的な対立ではなく、非常に歩み寄っていると思いますので、民間議員のいう点を引き続き厚労大臣におかれましては御検討をいただきたいと思います。

そして、今日のたたき台は大変包括的なものでしたので、個別の問題につきましても、かなり多くの御指摘があったと思います。

まず、高齢者負担については、高齢者を一律に弱者として扱わないような仕組みが必要。ホテルコスト等々については保険給付の対象外にすべきではないか。保険免責は、やはり一定額まで必要なのではないのかと。診療報酬の改定を思い切って行う必要があるのではないのかと。

更には、地方財政上もこの伸びを抑えることが必要である。地方の責任は重要ではあるけれども、権限とのバランスが伴っていないのではないのか。新たな高齢者医療制度は、やはり市町村では困難なのではないか。保険者の再編・統合を、むしろ都道府県単位でやるべきではないのか。これは重要な御指摘だと思います。

また、レセプトのオンライン化は、なぜ進まないのかということについて、経産大臣の方からは医療システムの標準化をしっかりと行うというお話がございましたけれども、更にベンダーの問題、何らかのインセンティブが必要なのではないのかという御指摘がございました。

これは、各省庁にわたることもあろうかと思いますが、その部局でしっかりと検討をいただくと。厚生労働大臣におかれましては、年末までに成案を得て、来年に国会に法案を提出するというところでございますので、議論を更に深めていただいて、また諮問会議で御報告をいただきたいと存じます。

総理、よろしく申し上げます。

(小泉議長) やはり、医療は大事なことは皆わかっているのですが、この皆保険制度を持続していくためには、経済財政を無視するわけにはいかない。毎年の経済成長率、税収で考えるのではなくて、何年かを見て、何らかの一つの管理目標が立たないと、保険制度が成り立たなくなってしまうから、これから社会保障関係の費用は増えるばかりだし、その辺はやはり考える必要があると思います。

現に来年度も、医療費だけで税金負担が 5 兆円、6 兆円、もう 8 兆円を超えているわけです。このままだとどんどん増えるのだから、小さな政府を目指そうというのであれば、ある程度経済財政状況を考えないと、この保険を維持できない。そういう点は、やはり何らかの手法が必要だと思えます。

また、IT の会議でも出たレセプトの電算化、これは韓国の例も参考にして、今のような議論を強力に進めてください。一時的な電算化の費用があっても、全体や将来を見れば、すごく経費が削減できるから、また、医療の質の向上にもつながると思うので、是非お願いします。

(竹中議員) ありがとうございます。

それでは、大臣ありがとうございました。

(尾辻臨時議員退室)

(竹中議員) それでは、村上大臣が入室されますので、しばらくお待ちいただきたいと思えます。

(村上臨時議員入室)

(竹中議員) それでは、政策金融改革審議に入ります。民間議員から資料が提出されております。

本間議員、お願いします。

## ○政策金融改革について

(本間議員) それでは、説明させていただきます。

まず、政策金融機関等からのヒアリングということで、10月20日～25日の連続 4 日間にわたって、政府金融機関、民間金融機関、ユーザー団体等から政府金融の現状、民業との関係、その他について精力的にヒアリングを行ってまいりました。

その際、外部有識者として、跡田直澄慶應義塾大学教授、翁百合日本総研首席研究員及び宮脇淳北海道大学教授の御協力をいただきました。

また、諮問会議側からは、我々民間議員は勿論のこと、竹中大臣には司会進行を兼ねていただき、また谷垣大臣、麻生大臣も関係機関等のヒアリングの際に御出席をいただきました。

ヒアリング先につきましては、政策金融機関の全 8 機関、民間金融機関は、資本市場からの立場として、全国銀行協会及び日本証券業協会。

ユーザー団体として日本商工会議所等 13 団体、経済団体として経済同友会に御

参加をいただき、計24団体44名から、4日間約11時間にわたって、政策金融の実態についてヒアリングを行ったところであります。

その成果につきましては、ここに資料として積んでおりますので、よろしくお願ひします。

なお、ヒアリングにつきましては、プレス取材に対し完全にオープンにし、また、一般向けにはインターネットを使い、経済財政諮問会議のホームページにおいて画像、音声により録画中継を行ったところであります。

そのヒアリングを踏まえまして、我々民間4議員は、所見をとりまとめました。それが今日のペーパーでございます。

この民間議員の所見は、問題提起的な書き方をいたしております。問題を問ひかける形とし、「何々ではないか」というような形にしておりまして、決して断定的な書き方をしておりません。それは、この民間議員ペーパーを出発点にしながら、今後、精力的に審議をお願いしたいということでございます。

それでは、民間議員の所見につきまして、整理してお話をさせていただきたいと思ひます。

勿論、このヒアリングに際しまして、政策金融改革の論議の再開に当たって示しました「公益・公共性」、「リスクテイクの可能性」及び「政策の手段としての優越性」、この3指針をベースにしながらヒアリングを行ったところであります。この3指針のいずれから、これまでの政策金融の在り様、系統、組織、機能、政策的手法・手段については、やはり妥当性を欠くものがあるのではないかと。基本認識としては、これまでのような政策金融の役割は基本的に終わったと考えるべきではないか、という印象を強く持ったところであります。

もし仮に、政策金融で対応するというのであれば、民間金融では対応できない部分に限定すべきだと考えております。

そして、その際にも、これまでと同じようなやり方ではなく、手法・手段のイノベーションをし、例えば証券化等の新しい金融技術、民間金融を生かすような手法を導入し、部分保証でリスクを一部負担する方法等、これまでと異なる、市場機能が最大限活用できるアプローチを前面に出すべきではないかと考えております。

それから、今申し上げた政策金融の選別に当たって、撤退すべきではないかという事例もたくさんございました。教育貸付、一般貸付、大企業関係向け融資・プロジェクトファイナンス、食品産業向け融資、所属団体向け中小企業組合金融、地方公共団体向け金融、貿易・投資金融等は、直接的に金融でやるということは避けるべきではないかということで例示をいたしました。

これらの撤退すべき政策金融については、勿論、一定の準備期間があるわけでありまけれども、完全民営化、または廃止をしてはどうかと考えております。

地方公共団体向け金融につきましては、資本市場を活用しつつ、新たな仕組み、枠組みを考えてはいかかかと考えております。

更に、5番目でございますけれども、存続する機能につきましては、例示をそ

ここで挙げておりますとおり、国が定める零細・中小企業政策、インフラ政策、農林漁業政策、海外経済協力政策、沖縄政策等に限定する必要性はないか。

また、海外協力の分野につきましては、ODA等、「顔の見える外交」になっていないのではないかというような御指摘もございますので、これについては関連業務を集約して、首相直属とするような考え方もいいのではないかと指摘しております。

6番目でございますけれども、政策金融として残す機能におきましても、平成20年度より大胆に組織を整理統合していくということ。また、どのような業務をやっているかということに対して、かなり情報公開が遅れております。したがって、情報公開についても民間並みに徹底する必要があるのではないかとこの具合に書いております。

更に、これまで我々が提案させていただいている、貸出残高の対GDP比半減という目標設定をできるだけ早く実現をしていくということ。

そして、それに併せて業務の見直し。これは直接的な融資から保証等への移行等も含めて精力的に全体を見直す必要性があらうと考えております。当然、政策金融で存続するという場合でも、継続的に「市場化テスト」を実施し、きちんとした監視体制をつくる必要性があらうかと考えております。更には、この政策判断、これについてきちんと評価をする組織というものを創設することを提案いたしております。

9番目は、新しい人事政策。政策金融機関の業務というものが大きく変わりますので、金融的判断を重視していくということにもつながってまいりますので、天下り等の廃止を究極的には目指していく必要性はないか。

更には、この組織の再編、民間への移行期において、資産と負債の厳密な評価をしておりませんか、責任の所在も明らかにならないということもございまして、デューデリをきちんと実施していく必要性があらうかと考えております。

政府部内関連には、当面8機関の業務と、非常に代替的、補完的な金融業務がたくさん存在しております。独立行政法人、公益法人、あるいは中には特別会計等の一部にもこのような機能が残っております。

したがって、こういう部分についても、今回の政府系金融機関の改革に当たっては、きっちり同様の見直しを実施していくべき必要性はないかということであります。

以上であります。

(竹中議員) それでは、中川大臣から御発言をお願いいたします。

(中川議員) 私は、国会等でも中小企業金融、とりわけ政府系金融機関について質問を受けたとき、あるいはあらゆる場所で申し上げるのですが、まず、原則は総理の政治姿勢の第一である「民でできるところは民で」が当然である。民ができるところに官が押し分けていくということはあってはならない。しかし、それが逆の意味で言うと、「官にしかできないところは、やはり官でやっていく」ということを、いつも申し上げております。

それから、中小企業政策は極めて大事であります。日本の産業を支えているのは中小企業であり、中小企業人材である。ものづくりでも金型、溶接、かなかけ、これは多くが中小企業あるいは個人であり、これが日本の技術の土台であります。

そういう観点で、中小企業金融機関は幾つかありますけれども、共通して行っている1つの代表例がセーフティーネットという融資保証がございます。これはどういうことをやっているかということ、社会的、経済的環境の激変対策で、例えば、いきなり原油が高くなるとか、あるいは鳥インフルエンザ、BSE等で焼肉屋さんが倒産の危機に瀕するとかいった場合、あるいは阪神・淡路大震災、去年の中越地震等に対しての緊急の融資、これは民間がとてできるものではございません。

それから、貸し渋り対策。例の30兆円の特別保証は、危機的な最も金融情勢が悪かった時、とりわけ地方の中小企業を救ったわけでありましてけれども、最近では足利銀行の一時国有化による影響、日光周辺の旅館が大変厳しい状況に陥ったわけでありましてけれども、このときに緊急出動したわけでありまして。

あるいは幾つかの企業の倒産により影響を受けるということに対して、これは決して前向きなものではないのですが、本人たちの責任でもないということに対しては、民間はなかなか緊急に迅速に出動できないということに対して、この部分については、やはり政府系金融機関、民でできない部分について官の中小企業向け金融機関が必要であるということをお願いしたいと思います。

今、本間先生の御説明された資料の中で、「民間金融を生かすとともに」というところがありますが、これに関連しては、主に政府系の中小企業向け金融機関が中心になって、最近はリレーションシップ・バンキングというものをやっております、1つの銀行や金融機関だけではなく、地域でいろいろな金融機関が、もっといいますと、単なる金融機関だけではなく人材のノウハウ、技術、経理面、営業面といったものも連携してで行っている時代になってきております。そのコアを占めるのは、やはり幾つかある民間金融機関ではなく、やはりそこは公的な部分がまとめ役と言いましょか、後ろに国が控えているということの意味というものは、特に地方、中小企業向けにおいては大きいと思います。そういう観点からの機能論で大いに議論を進めていただきたいと思います。

以上です。

(竹中議員) ありがとうございます。

谷垣大臣。

(谷垣議員) まずは、長時間のヒアリング大変御苦労様でございました。私どもの役所では、私と上田副大臣で手分けしてヒアリングに参加したわけでありまして、まずユーザーからの意見を中心に、機能論として印象に残ったものを幾つか御紹介申し上げたいと思います。

まず、今、中川大臣からもお話がありましたが、中小企業分野では、全国中小企業団体中央会からは、この表現も相当きついのですが、「資本主義社会の中でひ



どい目に遭っていることがある」、「ちょっと業況が悪くなると痛い目」に遭うとのことでした。

あるいは、日本商工会議所の御意見でしたけれども、「新分野の事業、創業期の融資など、リスクが大きなところには民間は貸さない傾向にある」といったような御意見がありました。

それから、輸出入金融に関しては、日本貿易会から「中国、韓国の輸出入銀行が国際社会で台頭しておって、我が国の競争力維持の観点から、国際協力銀行のサポートが必要である」とのことでした。あるいは「資源・エネルギー案件は、カントリーリスクの大きい国に行っているので、リスク負担を補完する上で国際協力銀行は重要だ」といったような意見がございました。

日本政策投資銀行に関しては、その時々の方策課題、例えば原子力等の国家プロジェクト、都市再生、産業再生、あるいは災害対策といった、そのときの課題で機動的に対応して、時代とともに対象分野が相当移ってきているということ強く感じた次第でございます。

民間議員ペーパーの付属資料でしょうか。「政策金融改革ヒアリングの概要」という資料を拝見いたしますと、率直に申し上げて発言の一部だけが取り上げられて、断章取義というより明らかにミスリードする結果になっているのではないかと感じたものがございました。私が出席した部分だけざっと見たところでも、これはいかがかというところがございます。

カウベル効果ということに関して、資料の 4 ページに「かつての開銀時代には確かにあった。今はないと困るというわけではない」と全国銀行協会前田会長の回答を引用されているのですが、実際におっしゃったことは、「カウベル効果についてはケースによってはあると思う。かつての開銀時代にはまさにあったが、今はないと絶対だめかと言われると、そういうことではない。あった方がはるかにいい、明らかに効率的だというケースもあるので、これも程度問題だ。やや公共性の高い、期間が長い案件でリスクがあり民間もやりたいが一緒にというケースはかなりたくさんある。」とおっしゃっているので、大分違うと思うのです。

ODA に関しては、資料の 6 ページですが国際協力銀行篠沢総裁の発言が「ODA 庁構想については、ひとつの考え方ではあるが、その問題は全政府的な問題であり、我々には答えられない。」というまとめになっておりますが、実際には篠沢総裁は 1 つのお考えだとは思うといった後、何か反論しておられます。「ODA の部分を ODA 庁にというより、6 年前の統合で円借款から国際金融業務に至る、いわゆる海外政策融資機関を一本化するというまとめりの方を高く評価している」という発言だったわけです。

超長期資金の調達、これは資料の 5 ページでございますが、「社債市場の発展は重要であるし、これからも発展するだろう」との方策投資銀行小村総裁の回答を引用して、これも若干後で訂正をしていただいたようではありますが、実際には「社債市場の発展は課題であるし、…これからも充実してくると思うが云々」と言って、「社債は全額一括償還になる時に、例えば、日産が危機に陥ったのは、大きな

社債の償還があった時に、…だれも金を貸さなかった。」とこういう御発言であったわけでございます。

私は経済財政諮問会議で高く評価するべきは、議論の過程がオープンになって、政策決定過程が明らかになったことだと思います。これは高く評価されていると思うのです。それについては、資料のつくり方も非常に大きな役割を果たしたと思うのですが、今回のヒアリングが今後の議論のベースとなりますので、きちんとした形で発言を引用していただいて、しっかり精査することが必要ではないかと考えております。次の方に表記のワーキンググループの責任において整理したものであり云々と書いてございますし、この厚いのも配っていただきましたけれども、これはきちんと議論するために、このまま公表するのではなくて、再精査の上でやはりきちっとやっていただくことが大切ではないでしょうか。こういうものが現にあるわけですから、あまり違った引用をした上で議論するのは、私はこの経済財政諮問会議の名誉のためにも問題であると感じているわけでございます。

民間議員の「政策金融改革ヒアリングに基づく民間議員所見」については、よく検討させていただきたいと思っております。とりあえず幾つかの点を申し上げたいのですが、所見の 1 ページに政策金融の役割として、証券化や部分保証の役割が書いてございます。証券化や部分保証のように、市場機能が最大限活用できるような手法が可能な分野も勿論ございますけれども、直接融資が必要とされる分野も依然存在すると思っておりますので、ここは更に議論を深めさせていただきたいと思っております。

それから政策金融から撤退すべきではないかという中に、教育貸付、一般貸付、大企業向け融資・プロジェクトファイナンス、貿易・投資金融等といろいろ挙げていただいておりますが、私は教育貸付などは、かなり零細な個人に必要なのではないかという感じを持ってございますし、中小企業や経済協力の分野以外でも、原子力発電、金融先端分野、災害対策、金融経済危機時の対応、それから都市再生、地域再生で、民間の出ていかない分野の対応、我が国の資源・エネルギー確保といったようなことの議論を深めていただきたいと思っております。

ODAについては、我が国の外交政策をどうするかという、これは外務大臣の御意見もおありだと思っておりますが、通貨危機への迅速な対応という観点からも議論をする必要があるのではないかと考えております。

それから、天下りについては、これは公務員全体の生涯の働き方という論点と離れて考えることはなかなか難しいと思っております。ですから、諮問会議としてこの場でも議論していただくのは結構ですが、内閣全体として取り組んでいただくようなことが必要ではないかと考えております。

いずれにせよ、更に議論を深めさせていただきたいと思っておりますし、政策金融が担うべき機能については、追って私の考えもまとめて出させていただきたいと思っておりますので、是非検討を深めていけるような段取りにさせていただきたいとお願いを申し上げる次第でございます。

(竹中議員) 麻生大臣、どうぞ。

(麻生議員) 私の方は、1 ページ目のところと関係するところが幾つかあるとは思いますが、基本的には、公営企業金融公庫の話ですから、1 つということになります。

第 1 に、ヒアリングのときにも申し上げたのですが、もうよく御存じのとおりで、この公営企業金融公庫というのは、貸付相手が地方公共団体ですから、いわゆる国民とは全く異質な政策金融だと思っておりますが、いわゆるそういった意味では不良債権というものに値するものはない。また、国からの補給金というような財政支出はゼロだと思えますし、財政融資資金を受けていないので、他の政策金融機関とはかなり異なっていると思っております。

第 2 に、小泉総理になってから、3,200 ありました市町村が、1,821 にまで合併する結果、かなり財政基盤が強くなった地方団体が出てきたことは確かですが、しかし、これは差が今後も残ることもまた避け難いところで、合併したくてもどこも相手をしてくれないという地方自治体もたくさん出ますので、そのような地方の財政力の弱い団体には、金を貸してくれる金融機関は少ない。しかし、そういったところでも下水道は引かなければいかぬ、上水道事業はやらねばいかぬという金は、一体だれが出すのかということ、貸してくれないということになるのを補っているのが、この公営企業金融公庫である。政策金融の関係で資金調達金利が上がったから水道料金も上げますという話は、これはとても納得の得られる話ではありませんので、新たな仕組みを考えてはどうかという、その言葉を率直に受け止めさせていただくという前提で考えれば、新たな仕組みを考えるというのが、1 つの方法ではあろうと思えます。その点については、資料 2 ページの上から 5 行目のところに、この前のヒアリングの時に出ましたけれども、「業務の見直し（保証への移行等）」ということが書いてありまして、これは政府保証のことだと存じます。こういったものをうまく利用するというのは、1 つの方法であることは確かだと思いますけれども、私は政府というものは、日本の国においては、他国のことを言うわけにはいかぬけれども、他国に比べてかなり政府の信用が高い国というのは、政策金融を利用しない手はないと基本的に思っておりますので、そういった意味では公営公庫をうまく活用していくということを考えれば、やり方としてできないことはないと思えます。

(竹中議員) ほかにいかがでございますか。

福井総裁、どうぞ。

(福井議員) 民間議員の所見を聞かせていただきまして、今の大きな経済や金融の流れの変化、今後予想される方向性ということを考えますと、民間議員の提案の主たる内容については、そうした大きな方向性に沿っていると私は考えます。

どのように改革を進めていくか。幾つかこの大きな方向性に沿った柱をみんなシェアしながら各論を詰めていけばいいと思うのですが、第 1 に、政府系金融機関の中にも、実態はかなり民営適状といえますか、民営化に適する状況まで前進したところがもしあるとすれば、それは民営化優先、民間金融機関と自由な競

争の場に置いてみるというのは、1つの方向性かと思います。また今後とも政府系金融機関として残る部分については、やはり民間で対応できる部分が今後広がっていくと思いますので、そういう意味では今後の時間軸で考えれば、政府系金融機関が担うべき部分は反比例的に少なくなっていくという流れではないかと思えます。

第2に、政府系金融機関の仕事の仕方として、どうしても融資という形でなければいけないかどうかというのが、もう一つの大きな軸になる。利子補給とか信用補完とかいう形、そのほかの形で必ずしも融資によらないやり方というのは、民業を補完するやり方の1つの大きな形になっていくのではないかと考えています。

第3に、民間議員のペーパーには必ずしも触れておられませんが、政府系金融機関のお仕事というのは、やはり予算主義というのが前提になる。予算主義の場合には、やはり最後の決算の段階で、言葉は悪いのですが予算を使い尽くす。民間金融機関との関係から言っても、政府系金融機関に予算上の枠が残っていると、これは一種のモラルハザードですが、それを使い尽くすという感じになる。これは共存共栄と言えば言葉はいいのですが、ちょっと使い尽くすという感じになって、両者の補完関係というものが乱れてしまうというリスクがあると思えます。

したがって、残る政府系金融機関の仕事については、決算主義というのは難しいかもしれませんが、決算重視、第三者機関によって本当に民業補完的に行われたかどうかをチェックして完結するというプロセスが必要ではないかと思えます。

(竹中議員) 村上大臣、どうぞ。

(村上臨時議員) 本当に4日間にわたり集中的なヒアリングを実施されまして、短時間でこれだけの所見をまとめられた民間の先生方の御努力を評価させていただきたいと思えます。

ここで示された基本的な認識は、ほとんど共有できる部分ではありますが、ただし、改革推進のためには、今後ここで述べられた所見よりもう一步具体的にしていくことが必要ではないかと。中長期的なレベルでの改革がこのままだと後戻りする懸念があるのではないかと。

それから、政策金融として残す機能を、どのような形で残すのか、組織の在り方を含め、引き続き諮問会議で議論していただいて、具体的に詰めていくことが必要ではないかと。

まず第1点は、政策金融を担う組織は、組織の自己肥大等を許さない厳格なガバナンスを確保できる組織とするということ。

第2点は、政策を担うという観点から、政策判断と金融判断とを迅速かつ効率的に行うことができる組織とすることが必要ではないかと考えられます。

第3点は、天下り問題についても、組織の在り方との関係で検討する必要があるのではないかと考えます。

第 4 点は、撤退する部分についても、その組織の行く末や後始末を含め、撤退に関わる具体的な工程を示すことが必要ではないかと思えます。諮問会議においては、引き続き政策金融として残すべき機能の仕分け、それにふさわしい組織、撤退する場合の工程とプロセスについて、具体的な方向づけをお願いしたいと考えております。

以上であります。

(竹中議員) ほかにいかがでございますか。

官房長官、どうぞ。

(細田議員) 私も昔、財投機関、中小企業金融など、いろいろな仕事をやってきましたから、思いはいろいろあるのですが、その中で少なくとも戦後長いこと設備投資金融、特に長期金融というものはある程度制度的なバックアップが必要だと長らく言われてきたものは、明らかに崩壊をしており、それを政府が裏打ちする必要がない状態になっている。これはもう紛れもない事実だと思います。したがって、この考え方を展開しても構わないはずだと思います。

もう一つは、この中小企業金融について言うと、この 7～8 年の議論を振り返ってみますと、貸し渋り・貸しはがし問題があるということで政治がとにかく救済をすると。正確に振り返った方がいいと思うのですが、保証制度も含めて、何兆円もの金が、血税が使われて、そして結局は金融機関の肩代りをした。そのような異常状態における運転資金を中心とする中小企業金融というものが、社会制度として必要なかどうか、余り経済学では割り切れないので政治学みたいな話になるけれども、それをずっと担ってきたわけですから、合併や民営化をするのは簡単なことだと思うのですが、ただそういう金融がそもそも要るのか要らないのかということが問われているので、私は民業の渦の中に放り出す時期が来たと考えるのも一案だと思います。

それから、組織論として言うと、ちょうど郵政を民営化するので、そしてそれを使う方の金はなかなか難しいという面もあるし、しかし、その海にまた乗り出していかなければいけないのだから、日本政策投資銀行的な融資にしても、あるいは中小企業金融公庫、その他の金融にしても、むしろみんな民業にして郵貯銀行と合併させる案も考えた方がよい。昔は資金運用部とワンクッション置いて、政策としてやるのが意味があると言ってきたのだけれども、むしろ組織論を、ただ合併や廃止をすればいいという議論よりもう一步進むと、まさに郵政民営化というのはそのことも問われているのではないかと。そして、むしろ正しく資金の出口・運用先として考える時期が来た。だから、そこを看過して別々のものだと考えるのはよくないのではないかと。だから、早く民営化された郵貯銀行と合併させた方がいいのではないかと気がしますので、やや乱暴な議論ですが、そこを整理し、かつこの 10 年間の反省をしながら、そのようなことは政府として行うべき機能なのかどうか、ということを経験するべきだと思います。

貿易金融、投資金融、その他、旧日本輸出入銀行の機能みたいな話は、昔は国家にはナショナルプロジェクトがあって、国も裏打ちして、みんなで一生懸命事

業をやるのもいいとって、昔の日本興業銀行や東京銀行が音頭を取ったり、一緒になってプロジェクトファイナンスを進めたという経緯があるけれども、今はそこまでやる必要がないのかが問われている。日本長期信用銀行はなくなってしまって、かつ国際的に本当に力のある民間銀行がなくなってしまったわけけれども、その中でどのように全体を考えて、公的な機能を持つ金融機関を残すのか、残さないのかを問う時期が来ている。8つを1つにするとか、3つにするとかという議論ではないはずなので、金融の本質から見てやるべきことをやらなければいけないと私は思います。

(竹中議員) 中川大臣、どうぞ。

(中川議員) 追加資料だと思ったものですから、控えていたのですがけれども、谷垣大臣がおっしゃったので、資料「政策金融改革ヒアリングの概要」の「2. ヒアリングで提起・回答された重要な論点」は、率直に言って誤解を与えかねないものが幾つかあるなと私も思います。例えば、「政策金融改革には反対しない。小さな政府により税負担を軽くすることが重要だ」と、全国商工会連合会が言ったと。それで終わっているのですがけれども、正確には「しかし、金利1.5%で無担保・無保証で1,000万円貸してくれる民間金融機関はあるのか」というところまで書いてくれないと、趣旨がまるで逆になってしまいます。是非よろしく願いいたします。

(竹中議員) 本間議員、どうぞ。

(本間議員) 谷垣大臣と中川大臣からおしかりを受けた点から申しますと、実はヒアリングが25日終わりました、これをまとめていく時間的な制約もございまして、こういうとりまとめになったのですが、フレッシュな感覚が残っているうちに、我々の側からするとどういような印象を受けたかというのが、今、御指摘のヒアリングの概要であります。これはあくまでもワーキンググループがまとめたということになっておりまして、諮問会議がまとめたということになっておりません。したがって、その点ではお許しをいただきたいと思っております。

もう一点、村上大臣にせっかく来ていただいておりますので、資料「政策金融改革ヒアリングに基づく民間議員所見」の中にも、実は今後の見直しの中で「市場化テスト」を我々は提案させていただいております。この「市場化テスト」は、いろいろな局面で我々は使うように言っているのですが、9月27日のペーパーにも御要請させていただいておりますけれども、例えば、ハローワークや社会保険庁をはじめとした対象事業の選定作業等について、諮問会議において進行状況を御報告いただきたいと御要請しております。これは結論が決まって、もうその後でということになりますと、我々は注文を付けることができにくい形になりますし、この「市場化テスト」がどういう内容になるかの正否を決めると思っておりますので、是非事前にこの点について諮問会議において御報告いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(村上臨時議員) 喜んでさせていただきます。

(竹中議員) お願いします。

吉川議員、お願いします。

(吉川議員) 谷垣大臣と中川大臣から、このヒアリングの概要について御指摘があったので、ヒアリングに参加した一人として申し上げたい。私自身はこうしたサマリーは必ずしも必要ないと思っております。すべてのヒアリングの結果が公開されているわけですし、もとよりヒアリングでは私どもの所見と反対の御意見を述べられた方々もいらっしゃるわけです。ですから、この「政策金融改革ヒアリングに基づく民間議員所見」というのは、ヒアリングのサマリーではございません。ヒアリングではいろいろな意見があった。それを足して2で割るようなものではなくて、それを踏まえて私たちとしては、こうした方向の改革が必要なのではないかという私どもの意見です。ヒアリングということからすれば、必ずしもヒアリングのサマリーというのをつくる必要は、私は個人的にはないと思っております。すべてのヒアリングの結果はこうした形であるわけですから、それを踏まえた私どもの意見がこの所見でございます。私たちとしては、改革の方向はこの所見に述べられていることが正しいと考えているということでございます。

(竹中議員) 谷垣大臣。

(谷垣議員) 今の吉川先生のお話は、この「ヒアリングの概要」というのは主観的意欲満ちたサマリーであるというふうに理解してよろしゅうございますか。それなら結構です。

(吉川議員) 私は個人的には、サマリーはそもそも必要ないと思っております。我々の所見はサマリーではございません。

(本間議員) 我々がヒアリングを聞いたときに、全部これを記載するわけにまいりませんので、その意味での主観的なサマリーになっているかも分からないと。もしこのとりまとめに御異論があれば、また指摘いただきたいと思っております。

(中川議員) 先生の主観的というのは、当然だと思います。先生の御意見ですから、ですから、主観的であれば何も私はそれ以上申し上げません。

(竹中議員) 大変申し訳ないのですが、時間でもありますので、基本的には、これだけのものを、10人がサマリーをつくれれば、10通りのものが必ずできるのだと思います。その意味では、御指摘のような点もありますので、諮問会議としてはヒアリングのサマリーはつくらない。すべてこれを見ていただいたらいいということで、もう割り切ってよろしいのではないかと考えております。

今日はさまざまな意見を出していただきましたけれども、今日の御議論を踏まえまして、私は今後3つの段階でとりまとめをしていくことが必要であるかと思っております。まず、やはりこうした民間議員の所見も踏まえまして、そして今日出されたさまざまな意見も含めまして、融資項目ごとに機能の仕分けをしっかりとやる。つまり政府は何をやるべきか、これをしっかりとやるということが第一のポイントだと思います。ちなみに、これに関しては、例えば、プロジェクトファイナンスについては今日も民間の議員と大臣と、1つの例ですけれども意見が違ふところもございますから、そういうことをしっかりと詰めていくこととなります。

次に何をやるかということを決めた後は、どうやるか、つまり新しい仕組みの在り方、つくり方について議論が必要かと思われま。これは、保証をどうするのか、「市場化テスト」をどうするのかというような中身の議論になろうと思いま。

そして第3の議論として、組織の在り方、これは官として残すもの、ないしは官としてはやらないものについては、民の中でどういう組織をつくるか、つくらないかということも含めた議論であるかと思いま。その中には、天下りの議論もしっかりとしていく。部分的な議論ではなくて、包括的にしていく。11月、あと1か月ぐらいしかございませんけれども、その3つのステップを踏んでやっていきたいと思いま。進め方については、また皆様方にもしっかりと御相談をしてまいりたいと思いま。

総理、お願いします。

(小泉議長) 今日の財務大臣、経産大臣の話聞いても、財務省、経産省がいかに抵抗しているかというのがわかるでしょう。これはそもそも一指も触れさせないと言っていたのだから、政府系金融機関を改革するときに、橋本元総理を始め、自民党の幹部がいる席に私が行ったら、とんでもない、一指も触れさせないと言っていたのだから、いかに抵抗が強いのがわかるでしょう。啞然としたけれども、私が早く辞めるだろうという想定の下にそう言っていたんだけれども、郵政民営化もそうです。特殊法人もそうです。最初のヒアリングのときには、すべて必要だと言っていたのです。必要だから存在している。今もそうです。存在しているのが全部必要だと。だから、発想を変えて。官でなければできないことがあるというのだから、どうやったら民ができるかということを考えてやってください。民でやることは民にというのは賛成だと、しかし官しかできないことがあるのだったら、なぜ今まで民でできなかったのか、どうやったら民ができるか、そういう発想を出して、財務省も経産省も案を出してください。何で官しかできなかったのか、どうやったら民ができるかという案を出してください。それからまた始めてください。これ全部公開しているのですよ。わかるはずです。もともと一指も触れさせないと言っていたのをやろうとしているのだから、その覚悟でやっているのだから、財務省と経産省の大臣も、余り役所に引きずられないようにお願いします。

(竹中議員) ありがとうございます。時間が来ておりますので、特によろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

(以 上)